

# 第14章 政府調達

## 1. ルールの概観

### (1) 政府調達の経済的視点及び意義

政府調達とは、政府機関や地方政府等公共セクターが購入又はリースによって行う物品及びサービスの調達を意味する。

政府調達市場の規模、各国経済に占める割合については、国によっても異なるが、一般的には、GDPの10%から15%程度を占めていると言われている<sup>1</sup>。したがって、政府調達における内外差別的な措置が、自由なモノ・サービスの流れに及ぼす歪曲効果は看過できず、また、近年における経済活動のソフト化、サービス化の進展も勘案すると、その世界経済に及ぼす影響は大きい。

政府調達における国内産品優遇政策は、国家安全保障を目的としたもののほか、特に開発途上国においては、特定産業の保護・育成等の産業政策を目的として行われることが多い。そのような内外差別的な調達は、当該産業政策の目標達成のために短期的には一定の貢献をすることになる反面、外国からの入札を含む十分な競争環境の創出が恣意的に妨げられることで、調達サイドにとって最低価格かつ最良の物品やサービスの調達を妨げ、ひいては、政府予算の最大限の活用を阻害することとなる。また、入札を行う側にとっては、外国企業の市場参入の機会が制限されるのはもちろんのこと、自国産業に対しては過度の保護を行うこととなる結果、被保護産業の自主的な経営努力や製品開発努力等の意欲を損ない、結果として当該産業の弱体化に繋がることにもなりうる。更には、市場規模が大きい政府調達とリンクする形で国内産業の保護・育成が行われれば、補助金の規律の意義が損なわれ、自由貿易体制における少なからぬ攪乱要因となりうる。

### (2) 政府調達に関する協定の成立・改正経緯

上記のような政府調達の国際貿易に及ぼす影響を無視することはできないとの認識がGATTの主要締約国間で広がり、1979年4月、東京ラウンドにおいて、内国民待遇及び無差別待遇並びにこれらを確保するための公平及び透明な調達手続を規定する「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という。）が複数国間協定として成立、1981年1月から発効した。

その後、ウルグアイ・ラウンドと並行して、協定条文の見直し及び適用範囲の拡大を目的とした政府調達協定の改正交渉が開始され、1994年4月、新たな政府調達協定が署名され、1996年1月1日に発効した。

その後、1994年の政府調達協定の改正交渉も行われたが、この交渉は2011年12月に妥結し、2012年3月に「政府調達に関する協定を改正する議定書」が採択された。改正後の政府調達協定は、我が国については、2014年4月に発効した。2021年1月1日に英国とスイスが改正後の議定書を採択したことにより、現在の締約国・地域にはすべて改正後の政府調達協定が適用されている。

### (3) 法的規律の概要

政府調達協定は、WTO加盟国が任意に加入する複数国間の貿易協定であり、協定のルールは締約国間でのみ適

<sup>1</sup> [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/gproc\\_e/gproc\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/gproc_e.htm)

用される。政府調達協定は、調達に関する手続のルールを定める「本文」と、協定が適用される政府調達の範囲を定める「付表」からなる。現行の政府調達協定(改正後の政府調達協定)は、次のような点で、内国民待遇原則及び無差別待遇原則並びにこれらを確保するための公平・透明な調達手続等の充実・強化を図っている。

### ①適用範囲の対象物品・サービス、基準額及び対象機関

各国が政府調達協定のルールの適用対象とする具体的な物品・サービス、基準額及び対象機関は、協定の附属書に掲げられている(図表II-14参照)。

<図表II-14-1>改正協定における主要国のコミットメントの概要

対象機関	日本	米国	EU	カナダ	韓国
中央政府機関	すべての中央政府機関(立法・司法機関を含む)	連邦政府機関	EU理事会・欧州委員会及びEU 27カ国の中央政府機関	中央行政機関(一部司法機関を含むが、立法機関は含まない)	ほぼすべての中央行政機関
地方政府機関	47都道府県及び19政令指定都市	37州	EU 27カ国の地方政府機関(市町村レベルを含む)	10州及び3準州	ソウル特別市等16市及び3市における区
その他の機関	特殊法人、独立行政法人等の計114機関	TVA、エネルギー省傘下の機関、セント・ローレンス航路開発公社等の計10機関	水道、電気、港湾及び空港、輸送分野の機関	10の連邦政府関係企業(Crown Corporation)	韓国産業銀行等24機関

&lt;図表II-14-2&gt;基準額（特段の記載ある場合を除き、単位=万SDR）

		日本	米国	EU	カナダ	韓国
①物品	中央政府機関	10	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20 (40)
	その他の機関	13	17.4 万USD *1 (40)	40	35.5	40
②サービス（建設・エンジニアリング・サービスを除く）	中央政府機関	10	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20 (40)
	その他の機関	13	17.4 万USD *1 (40)	40	35.5	40
③建設サービス	中央政府機関	450	500	500	500	500
	地方政府機関	1,500	500	500	500	1,500
	その他の機関	1,500 *2 (450)	500	500	500	1,500
④建設・エンジニアリング・サービス その他の技術的サービス	中央政府機関	45	13	13	13	13
	地方政府機関	150	35.5	20	35.5	20 (40)
	その他の機関	45	17.4 万USD *1 (40)	40	35.5	40

\*1：米国は、米国ドルをもって基準額を通報しているが、一部機関については40万SDR。なお、1SDR=約1.34USD（米国がWTOに通報した2026-2027年に適用される換算率により算出）

\*2：日本は、一部機関については450万SDR。

## ②電子的手段の活用

一般原則において、電子的手段を使用する際の調達機関の義務事項が明記されている（4条3項）。また、調達計画の公示における電子的手段の奨励、入札期限に関して電子的手段を活用した場合は入札期限の短縮が可能となることについても規定された（7条1項、11条5項、14条）。

## ③開発途上国の加入促進

現在の政府調達協定締約国のほとんどが先進国であり、潜在的に大きな政府調達市場を有する開発途上国の加入促進が今後の重要な課題の一つである。そのため、開発途上国の新規加入を促進するための規定が整備された。具体的には、開発途上国に対する、加入交渉中及び実施の過程におけるS&D（特別かつ異なる待遇）の提供、加入時における既存の締約国による協定の適用範囲の最優遇の提供、加入後の協定適用移行期間における特別の扱い（開発途上国産品に対する価格優遇、オフセット、調達対象機関及び分野の段階的な追加、通常より高い基準額など）、加入や実施に関連した技術協力及びキャパシティ・ビルディングの提供などである。

## ④苦情申立手続

政府機関の調達手続に政府調達協定違反があったと考える供給者が、苦情を申立てることが可能となるような制度を整備することが義務づけられた。提起された苦情は、裁判所又は調達の結果に何ら利害関係を有しない公正かつ独立した機関によって審査され、協定違反の是正措置、損害賠償等が行われることとなる。

日本においては中央政府機関及びその他の機関の調達に関して内閣府に政府調達苦情検討委員会を設置してこれらの苦情処理を行っており、1996年以降、32件の申立てを処理している<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> <https://www5.cao.go.jp/access/japan/shorij.html>

### ⑤適用範囲の修正に関する異議申立て

各締約国が、対象としている調達機関について、機関の名称変更等に伴ってその内容の訂正を希望する場合や民営化等に伴って付表から除外を希望する場合、また調達対象物品及びサービスの範囲を修正する場合、政府調達委員会へ通報を行う必要がある。この通報に対して他の締約国は異議を申し立てることができ、修正通報から45日間にいずれの締約国からも異議申立てが無かった場合又は異議申立てについて解決が図られた場合にこれらの修正が認められることとなる。改正前の政府調達協定の下では、他の締約国があくまでも異議申立てを撤回しない場合、事実上、民営化した機関等も政府調達協定の対象機関から除外することができない状況が生じていた。例えば、我が国の東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）・東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）・西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）の3社は、すでに政府の保有株式がすべて売却され、その資本はすべて民間の保有になったが、EUは、政府調達協定の適用対象から除外することについて異議申立てを撤回せず、改正協定の発効時においても、3社は政府調達協定の適用対象機関となっていた。もともと、EUによる3社に対する異議申立てが2014年10月28日に撤回されたため、改正協定の日本付表3注釈5に基づき、これら3社は協定の適用対象から外れた。このような適用範囲に関する協定締約国間の対立について、第三者が客観的に判断して解決を図る手段を確保するため、改正協定の下では、新たに当事国間による協議及びWTOの政府調達委員会の下での仲裁手続など具体的な紛争解決手続が整備された。また、政府調達委員会の責任の1つとして、インディカティブ・クライテリア（民営化された機関を付表から削除する際の基準）の整備が義務づけられたが、具体的な内容については、議論が継続している。

2020年8月6日、トランプ大統領は必須医薬品・医療品の国産化に係る大統領令（Executive Order on Ensuring Essential Medicines, Medical Countermeasures, and Critical Inputs Are Made in America）（現政権下でも有効）に署名した。本大統領令に従い、同年11月27日に米国政府は政府調達協定の適用範囲から米国食品医薬品局（FDA）が必須医薬品、医療対策品また、それらの重要な原料と指定した医薬品227品目・医療機器96品目を除外するための修正提案を政府調達委員会に通報した。米国の通報に対しては、EU、カナダ、英国、韓国、シンガポール、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、香港、リヒテンシュタイン、台湾、イスラエルが異議申し立てを行い、日本も2021年1月に異議申し立てを行った。二国間協議で解決に至ることができなかったため、3月に日本は仲裁に付託した。その他、EU、カナダ、スイス、英国、韓国、豪州、イスラエルが仲裁に付託したが、その後同年4月、米国は通報を撤回した。

### ⑥紛争解決手続

政府調達協定に関する紛争については、原則として紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）が適用されることが規定された。通常のDSUに基づく紛争解決手続と異なる点としては、「調達」が迅速性を求められる手続であることに鑑み、通常のDSUに規定されているパネルの審理期間を可能な限り短縮するという努力規定が設けられた点やクロス・リタリエーションが適用されないといった点（政府調達協定に係る紛争においては、他の分野（サービス、TRIPS等）の協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動が認められず、逆に他の分野の協定に係る紛争においても、政府調達協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動は認められない）が挙げられる。

### ⑦地方政府機関・その他の機関に対する協定上の義務の軽減

協定の対象となる地方政府機関・その他の機関の負担を軽減するため、これらの機関については、簡素化された入札参加招請手続を利用することができるほか、統計報告義務が中央政府機関に比べ軽減されている。

### ⑧将来の作業

改正協定の発効後、協定の更なる改善や差別的な措置の削減・撤廃を目的として、更なる交渉を行うことが約束された。その一環として、中小企業、統計データ、持続的な調達、協定締約国の付表における除外及び制限、国際調達における安全基準の5つの分野に関して、具体的な将来の作業計画が策定された。

## (4) 我が国における政府調達協定に関する対応

我が国における政府調達に関する一般法規としては、中央政府機関については、「会計法」、「予算決算及び会計令」、「予算決算及び会計令臨時特例」等がある。これらの法規は、公平性・機会の均等性・経済性という理念を有しており、内外無差別性・透明性といった基本的な考え方を政府調達協定と共有している。政府調達協定の対象となる調達手続について、同協定との整合性を確保するため、国内法令として「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」を定めている。また、地方政府機関及びその他の機関については、それぞれ地方自治法に基づく特例政令等及びその他の機関ごとに政府調達協定と適合した内規等を設け、国内の調達手続と政府調達協定との整合性を担保している。

これらに加え、例えば、政府調達協定上 40 日以上とされている入札期間を 50 日以上とするなど、同協定上の手続を上回る日本政府としての自主的措置を策定している。

---

## 2. 最近の動向

---

現在（2026年1月末現在）、政府調達協定には49の国・地域が参加する。直近では2023年10月に北マケドニアが加入した。今後は、新規加入に向けた交渉の促進が焦点となる。現在、加入交渉中の国は、アルバニア、ブラジル、中国、コスタリカ、ジョージア、ヨルダン、カザフスタン、キルギス、オマーン、ロシア、タジキスタン、東ティモールの12カ国である。直近では、東ティモールが2025年6月に加入申請をおこなっている。特に中国については、その政府調達市場規模も大きく、また他の未加入国の加入促進への影響も大きいと考えられ、高い約束水準での早期の加入が望まれる。



## EUの外国補助金規則を巡る動向

### 1. はじめに

市場歪曲的な補助金に対する対応の必要性については、WTOやOECD、G7等の国際フォーラムにおいても議論されているところであるが、WTO協定上は、補助金を与える悪影響について、悪影響のある補助金として紛争解決手続に訴えるか、相殺関税措置を発動するということしか認められていない。EUでは、こうした既存の枠組みでは対処できない補助金による市場歪曲に対処するため、外国補助金規則という新しい規則を発表し、審査を行っている。本コラムでは、外国補助金規則の概要、主に公共調達に関する審査事例に関して紹介する。

### 2. 経緯

2020年6月17日、欧州委員会は、外国の補助金による域内市場の歪曲効果について扱った白書を採択した<sup>1</sup>。同白書の採択に関するプレスリリースの中で、欧州委員会は、加盟国による補助金に関しては、EUの国家補助規則（EU State Aid rules）が適用されるのに対し、域外国からの補助金に関しては競争に悪影響を及ぼす事例が増えているように思われるにも関わらず、国家補助規則の対象外であること、アンチ・ダンピングや相殺関税措置について定めている貿易救済規則は、域外国からの輸出のみを対象としているため、域外国からの補助金ももたらす全ての歪みに対処できないことを指摘している<sup>2</sup>。こうしたルール上のギャップを埋めるため、新たなツールが必要として、①域内市場全般、②EU企業の買収、③公共調達手続における域外国の補助金を引き起こす歪曲に対処することが提案された。

本白書を受けて、2021年5月5日、欧州委員会は、EU域外国の政府の補助金による域内市場での競争歪曲に対処するため、公正な競争条件の確保に向けた新たな規則案を公表した。同規則は、2022年11月にEU理事会、欧州議会それぞれにより承認され、2023年1月12日に発効し、同年7月12日から適用が開始された。企業の届出義務は同年10月12日から施行している。また、同年7月10日には、届出手続及び届出内容、予備審査、詳細審査に関する手続を定めた実施規則も採択されている。欧州委員会は2025年8月12日に同規則の初回見直しを開始し、同年11月18日を期限として、利害関係者に対するパブリック・コンサルテーション及びエビデンス募集の呼びかけによる意見募集を実施した。初回見直しの報告書は2026年7月14日までに欧州議会及びEU理事会へ提出されることが予定されている。

また、欧州委員会は2026年1月9日に外国補助金規則に関するガイドライン<sup>3</sup>を公表した。ガイドラインでは「域内市場の歪曲」を判断するための具体的な指標等が示された。

### 3. 外国補助金規則の概要

#### (1) 3つの手段

外国補助金規則の「外国補助金」とは第三国がEU域内において事業活動を行っている企業に対して利益を与える「資金的貢献」を行っており、かつ、当該資金的貢献が特定の企業若しくは業界に限定して法律上

<sup>1</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0253>

<sup>2</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_20\\_1070](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_1070)

<sup>3</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_26\\_43](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_43)

又は事実上与えられている場合に存在するとされている。なお「資金的貢献」とは単なる金銭の交付のみならず、資本注入、融資、融資保証、財政優遇、債務免除等の資金又は債務の移転、免税の措置等資金又は債務の移転、免税措置等の本来得べき歳入の放棄、十分な対価を伴わない権利の付与及び物品・サービスの提供又は購入が含まれると規定されている<sup>4</sup>。

外国補助金規則には、3つの手段（①企業結合に関する届出に基づく審査、②公共調達に関する届出に基づく審査、③職権による審査）が設けられている。届出に関しては、すべての企業結合や政府調達案件において求められているのではなく、届出が必要となる基準が以下のとおり定められている。ただし、以下の届出の基準に該当しない場合であっても、外国からの3年間の資金的貢献（総額20万ユーロ以上のもの）についてリスト化し、届出の基準に該当しないことを報告しなくてはならない。

### ①企業結合に関する届出に基づく審査

企業結合（合弁、買収又はジョイントベンチャーの設立）が以下いずれの要件も満たす場合、原則として欧州委員会に対する事前届出が求められる。なお、欧州委員会は届出から25営業日以内に予備審査を行い、当該企業が歪曲する外国補助金を受け取ったことを示す十分な兆候がある場合には、90日以内に詳細審査開始決定の採択や調査企業に対する通知等を実施することとなる。

- ・被買収企業又は合弁企業、ジョイントベンチャーのいずれかがEU域内で5億ユーロ以上の売上高を上げていること。
- ・当該企業集中の当事者である全企業が、過去3年間に、外国政府から受けた資金的貢献が5000万ユーロ以上であること。

### ②公共調達に関する届出に基づく審査

EU域内の公共調達が以下いずれの要件も満たす場合、原則として契約官庁又は契約主体に対する事前届出が求められる。なお、欧州委員会は届出受領後20営業日以内に予備審査を行い、当該企業が歪曲する外国補助金を受け取ったことを示す十分な兆候がある場合には、届出から110日以内に詳細審査開始決定の採択や調査企業に対する通知等を実施することになる。なお、欧州委員会による審査中も入札手続は進行するが、欧州委員会が決定を行い、又は審査期間が経過するまでは当該公共調達にかかる契約を締結することができない。

- ・公共調達の推定契約額が2億5,000万ユーロ以上であること。
- ・事業者（商業的自律性のない子会社、持株会社並びに同一の入札に関与する主要な下請け事業者及び供給者を含む）が、過去3年間に、外国政府から1国あたり400万ユーロ以上の資金的貢献を受けていること。

①、②いずれの場合も、欧州委員会の審査終了までは、当該企業集中、又は当該公共調達を完了させてはならないこととなっている。また、欧州委員会は、上記要件を満たさない公共調達についても、事業者が申告前3年間に外国補助金の利益を受けていた可能性があると思われる場合には、契約の締結に先立って、当該事業者が受けた第三国からの外国からの資金的貢献について、届出を求めることができる。

### ③職権審査

職権審査に関しては、上記の基準額に満たず届出が行われていない企業結合案件や公共調達案件（落札された契約に限定）等についても、外国補助金による歪曲効果が疑われる場合に、職権で予備審査を開始し、対象企業に報告を求めたり、EU域内外で検査を行ったりすることができる。予備審査の結果、対象企業が歪曲する外国補助金を受け取ったことを示す十分な兆候がある場合には詳細審査開始決定の採択や調査企業に対する通知等を実施することになる。

<sup>4</sup> European Union, Regulation (EU) 2022/2560 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on foreign subsidies distorting the internal market, OJ L 330, 23.12.2022, pp. 1-45（以下「外国補助金規則」又は「FSR」という。）, at <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2560/oj>>. 最新版の条文は、リンク先の「Current consolidated version」を参照。FSR3条

なお、職権審査を行うことができるのは既に契約が締結された案件で、外国補助金の支給が行われてから10年間の案件に限定される。

## (2) 審査プロセス

審査のプロセスは2段階に分けられており、届出や職権によって集められた情報に基づく予備審査がまず行われ、予備審査に基づき企業が域内市場を歪曲する外国補助金を付与されたという十分な兆候を得た場合、詳細審査を行うことになる。予備審査段階では届出の受領及び審査終了の公表を義務付けてはいないが、(1) ①については、2024年10月14日以降の届出を審査担当主体である欧州委員会競争総局(Directorate-General for Competition)が、届出がなされた事実を公開する運用を開始している<sup>5</sup>。一方で、(1) ②③については、詳細審査開始時点でEU官報に掲載されることとなる。

## (3) 是正措置

欧州委員会は、外国政府からの資金的貢献が外国補助金に当たるか及び当該補助金が域内市場を歪曲するかを評価し、歪曲性を確認した場合には、必要に応じて、当該補助金の肯定的効果を検討し、市場歪曲による否定的効果と比較する。否定的効果が肯定的効果を上回る場合、是正措置を課す、又は当該企業からの歪曲を解消するための確約を受け入れることができる。届出取引の場合、届出企業が歪みを完全に除去する効果的な救済措置を提案しない場合、欧州委員会は、届出された企業集中または補助金受給入札者の公共調達契約の授与を禁止することができる。

## (4) 「域内市場の歪曲」を判断するための具体的な指標

2026年1月に公表された外国補助金規則に関するガイドラインでは「域内市場の歪曲」を判断するための具体的な指標が示されている。

ガイドラインでは「域内市場の歪曲」を判断するための主要指標として以下(a)(b)-2つの要件を同時に満たす場合、市場歪曲的な外国補助金として認定されるとしている。

### (a) 外国補助金が域内市場における企業の競争上の地位を向上させる可能性があること

外国補助金が域内市場における企業に供与された場合で直接又は間接に利益をもたらす可能性のある場合であり、ガイドライン草案では以下3つの類型別に外国補助金が域内市場における企業の競争上の地位を向上させる可能性の判断方法を示している。

#### ①域内市場対象型補助金 (Targeted subsidies)

企業の国内市場における経済活動を直接的または間接的に支援する外国補助金  
例)

- ・ EU域内の製造・流通・サービス提供のために直接交付された補助金
- ・ EU内での設備投資や買収を条件とする補助金
- ・ EU域外の研究開発活動だがEUでの製品・サービス提供に利用され得る補助金
- ・ EU域内事業を含むリスクを下げる保証(低利融資等)

#### ②域内市場非対象型補助金 (Non-targeted subsidies)

事業者の国内市場における経済活動を直接的または間接的に支援しない、かつ事業者がどのように使用しているかまたは使用する予定であるかについて明確な示唆がない外国補助金

<sup>5</sup> Commission, Competition case search, at <<https://competition-cases.ec.europa.eu/search?caseInstrument=InstrumentFS>>.

例)

- ・一般的又は目的のある外国補助金であり、EU 域内市場を含むあらゆる経済活動に使用できる補助金
- ・EU 域外で行われる活動（第三国への工場建設等）を支援するための補助金

### ③国内市場における事業の競争力向上に寄与しないとされる外国補助金

EU 域外の市場失敗への対処のために使用され、且つ EU 域外で行われる経済活動のみに限定された外国補助金は EU 域内における潜在的な影響はほとんどないため、EU 域内における競争地位の改善の責任を負わないとされている。

例)

- ・マイノリティや障害者の参加など、純粋に非経済的又は社会的目的を追求するための外国補助金
- ・自然災害や例外的な事象による損害を補うための外国補助金

#### (b) (a) の結果として競争上の地位の向上が域内市場における競争に対して、実際又は潜在的に悪影響を及ぼすこと

外国補助金が域内市場における競争力学を変化させ、又は妨害し、域内市場の他の経済主体に損害を与える可能性が高い場合であり、ガイドラインでは歪曲性を判断するための分析手法として以下 2 ステップを示している。

- ・ステップ 1：外国補助金が受益企業の行動をどう変えているか（外国補助金と企業の域内市場における活動に関する行動（価格設定、生産量、顧客又はサプライヤーの選択、製品多様化、投資、事業拡大、技術、ノウハウ又は研究開発等）との間に合理的な関連性が存在するかどうかを判断する。）
- ・ステップ 2：その結果として生じた企業行動が競争に及ぼす悪影響（外国補助金が存在する状況下における域内市場の競争状況と、外国補助金が存在しないものとした場合に域内市場において生じ得た競争状況とを比較し、外国補助金によって生じる行動変化を評価する。）

## 4. 実際の審査事例（公共調達案件）

### (1) ブルガリア鉄道調達

2023 年 9 月 4 日、ブルガリアの運輸通信省は、鉄道車両の製造、15 年間の車両メンテナンス、スタッフのトレーニングを含む、予定価格 6 億 1,000 万ユーロの鉄道プロジェクトの入札を開始した。2024 年 1 月 22 日、欧州委員会は、中国中車（CRRC）青島四方機車車両による事前届出を受領した。同年 2 月 16 日、欧州委員会は、詳細審査を開始した。詳細審査開始の告示において、以下の外国からの補助金を受領したことを示す十分な兆候があるとされている<sup>6</sup>。

- ・届出企業及び CRRC が受注した 75 億ユーロを超える公共調達契約。届出企業は、これらの公共調達契約が市場条件に基づいてなされたことを示す十分な証拠を提示できなかった。
- ・2023 年 6 月 30 日時点で、繰延収益として計上されている政府補助金総額 8 億 400 万ユーロ。
- ・企業の事業と密接に関連する補助金以外の政府補助金として CRRC に対して、2020 年に 3 億 5,500 万ユーロ、2021 年に 3 億 100 万ユーロ、2022 年に 2 億 3,400 万ユーロ、2023 年前半に 5,100 万ユーロが与えられていた。

欧州委員会は、これらの補助金が、届出企業の競争上の地位を向上させる可能性が十分にあるとし、域内市場における競争に実際の又は潜在的な悪影響を及ぼす可能性があるとして結論づけている。さらに、上記外国

<sup>6</sup> Summary notice concerning the initiation of an in-depth investigation in case FSP.100147 pursuant to Articles 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C\\_202401913](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202401913)

からの補助金の総額が約17億4,500万ユーロであり、届出企業の入札額の5倍に相当することも指摘している。

外国からの補助金の総額、及び届出企業の入札額が、調達機関の推定費用、競合他社の入札額を大幅に下回っているという事実を踏まえ、欧州委員会は、予備的調査に基づき、届出企業が域内市場を歪める可能性のある外国からの補助金を受け取っているという十分な根拠があると結論づけた。

しかしながら、本件は、2024年3月26日に中国企業が入札を辞退したことにより審査は終了している。

## (2) ルーマニア太陽光発電パークの建設・運営

2023年9月27日、ルーマニアの調達機関は、予定価格約3億7,500万ユーロの太陽光発電パークの設計、建設、運営についての入札を開始した。2024年3月4日、欧州委員会は、①LONGi Solar Technologie GmbHを含むENEVOグループと②上海電気英国及び上海電気香港国際エンジニアリングによる事前届出を受領した。同年4月3日、ルーマニア太陽光発電パークの建設・運営計画に関する詳細審査が開始された。

詳細審査開始の告示において、以下の外国からの補助金を受領したことを示す十分な兆候があるとされている<sup>7</sup>。

- ・届出企業及びその持株会社に対する助成金
- ・届出企業及びその持株会社に対する税還付、財政インセンティブ、賦課金
- ・届出企業及びその持株会社に対するファイナンス供与
- ・届出企業及びその持株会社に対する物品販売及びサービスの提供（②上海電気のケースにおいて認定）

その上で、欧州委員会は、届出企業が利益を受けた補助金の総額は、届出企業のコンソーシアムが応札している契約の価値を大幅に上回っていること等を基に、これらの補助金が域内市場における届出企業の競争上の地位を向上させる可能性が十分にあり、域内市場における競争に実際にまたは潜在的に悪影響を及ぼす可能性があると判断している。

しかしながら、本件は、2024年5月13日に中国企業が入札を辞退したことにより、審査は終了している。

## (3) ポルトガル鉄道調達

2025年4月にポルトガル中車唐山車両集団（CRRC Tangshan Rolling Stock Unipessoal）及びその子会社又は関係者会社が参加したポルトガルにおける新たな鉄道路線の設計、建設及びメンテナンスに係る入札に関し、届出に基づく予備審査を実施した。

欧州委員会は予備審査の結果、同社が域内市場を歪曲する外国補助金の恩恵を受けていた可能性を示す十分な証拠があると判断し、同年11月5日に詳細審査の開始を公表した<sup>8</sup>。なお、この「十分な証拠」については現時点において公表されていないが、詳細審査では当該補助金が同社に対して不当な優位性を与えたかどうかを評価したのち、是正措置の要請、契約の授与を差し止め又は異議なしのいずれかの決定が下されるとされている。

<sup>7</sup> ① Summary notice concerning the initiation of an in-depth investigation in Case FSP. 100151, pursuant to Articles 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C\\_202402830&qid=1714312613509](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202402830&qid=1714312613509) ② Summary notice concerning the initiation of an in-depth investigation in Case FSP. 100154, pursuant to Articles 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C\\_202402832](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202402832)

<sup>8</sup> [https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/commission-opens-depth-investigation-construction-lisbon-railway-line-under-foreign-subsidies-2025-11-05\\_en](https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/commission-opens-depth-investigation-construction-lisbon-railway-line-under-foreign-subsidies-2025-11-05_en)

#### (4) 風力発電施設の開発に対する職権審査

2024年4月9日、ベステア上級副委員長（当時）は、ブルガリア、フランス、ギリシャ、ルーマニア、スペインにおける風力発電所の開発に関し、中国の風力タービンの供給者に職権審査を開始すると発表した<sup>9</sup>。

2024年7月、審査対象をドイツを含む他の加盟国の風力発電所の開発に拡大したとの報道がなされているが<sup>10</sup>、現時点において、審査の進展に関する情報は公表されていない。

#### (5) Nuctech に対する職権審査

2024年4月23日、空港や港向けの身体・手荷物用スキャナーを製造する、中国のセキュリティ機器メーカーである Nuctech のオランダ及びポーランド事業所に対して、職権審査として立入検査を実施した。立入検査に関する発表において、欧州委員会は、本立入検査が抜き打ち（unannounced）で行われたこと、外国からの歪曲的な補助金を予備的に審査するためのものであると説明している<sup>11</sup>。

Nuctech は検査に関する決定の執行停止を求める暫定的措置の申立てをしたが、裁判所は、EU 域外に所在する企業から情報を求める権限が欧州委員会に認められるべきであると判断し却下された。その後、Nuctech から EU 一般裁判所による暫定措置却下の判断に対して、司法裁判所に控訴したが棄却された。裁判は現在も継続中である。

2025年12月11日、欧州委員会は詳細審査を開始することを公表した。

## 5. 中国の反応

中国政府は、上記風力発電施設の開発に対する職権審査の開始の発表を受け、「強い不満と断固たる反対を表明し、EU 側に誤った行動を即時停止・是正するよう求める」との発表を行っている。（2024年4月11日付け商務部発表）また、Nuctech への立入検査に関しても、「深刻な懸念と強い反対を表明する」「中国企業の合法的な権益をしっかりと守るために必要なあらゆる措置をとる」との発表を行っている。（2024年4月24日付け商務部発表）

さらに、中国は、中国機電産品輸出入商会（CCCME）の申請に基づき、2024年7月10日、EU による外国補助金規則及びその施行規則に基づく中国企業に対する審査・慣行に対して対外貿易障壁調査を開始した。調査開始から6か月後の2025年1月9日、商務部は調査対象となった措置が貿易障壁を構成するとの認定を行ったが、本認定に基づく措置は現時点で発表されていない。対外貿易障壁調査とは、中国対外貿易法36条2号及び「対外貿易障壁調査規則」に基づき、対象措置・慣行が貿易障壁であると判断された場合、①二国間協議、②多国間の紛争解決手続の発動、又は③その他の適切な措置をとることができるとされている。過去の調査事例は、日本の海苔輸入管理措置に対する調査（2005年4月調査開始）、米国の再生可能エネルギー支援政策及び補助金に対する調査（2011年11月調査開始）、台湾の対中輸入規制措置に対する調査（2023年4月）いずれも、中国政府による特段の措置はとられていない。

<sup>9</sup> Speech by Executive Vice President Vestager on technology and politics at the Institute for Advanced Study, [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech\\_24\\_1927](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_24_1927)

<sup>10</sup> <https://www.mlex.com/mlex/articles/2224248/chinese-wind-turbine-makers-see-eu-foreign-subsidy-probe-expand-to-germany-other-countries>

<sup>11</sup>

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/sw/mex\\_24\\_2247](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/sw/mex_24_2247)

## 6. その他の国の反応

外国補助金規則の適用が開始される前の2023年5月の補助金委員会において、韓国は、EUに対して、補助金規則に基づく届出義務がビジネスに多大な事務負担を課すものとして懸念を表明している。韓国は、外国補助金規則がEUの国家補助を受けている企業と比較して、外国政府から補助金を受けている企業により高い事務コストを課しており、これにより外国供給事業者に対する事実上の差別が生じ、自由な経済活動に過剰な負担が課されることになると述べた。また、現在の規則は、資金的貢献の基準や市場歪曲効果など重要な要素について明確ではないと指摘している。

## 7. 国際ルールとの関係

国際ルールとの関係について、外国補助金規則44条には、外国補助金規則に基づく審査や措置がEUが加入している国際協定に反する形で実施、維持されてはならないと規定されているが、外国補助金規則が適用される公共調達範囲は幅広く、GATT及びGATSにおける適用除外（GATT3条8項（a）及びGATS13条）の範囲を超えるものも含まれ、その範囲においては、内国民待遇義務・最恵国待遇義務に整合しない可能性がある。また、当該規則に基づく手続的負担や貿易制限的効果を鑑みれば、GATT一般例外（GATT20条及びGATS14条）における「必要な措置」として正当化されない可能性がある。

また、EUは、政府調達協定（GPA）の締約国であり、GPAで約束している範囲で締約国の産品や企業を差別してはならないことになっている（GPA4条）他のGPA締約国との間における手続で且つGPA附属書に規定する範囲の公共調達手続の場合、当該規則に基づく事前届出及び審査制度は無差別待遇義務（GPA4条）及び参加のための条件（GPA8条1項）に整合しない可能性がある。一方、GPAにおける一般例外（GPA3条）では公の利益や公共の安全の保護といった要件により正当化が認められる可能性もある。

当該規則に基づく公共調達に係る事前届出及び審査制度は、WTO補助金協定（SCM協定）32.1条で規定されているGATTの規定による場合を除く他の加盟国の補助金に対する措置の禁止規定に整合しない可能性が高く、同条不整合に対してGATT20条の一般例外に基づき正当化されない可能性がある。

日本企業が直接入札に参加する場合や、下請け事業者として公共調達に参加する場合など日本で生産された製品がEU域内の公共調達市場へ参入する場合に、当該規則に基づく事前届出や審査への対応が求められ、審査終了まで調達契約が停止されるなど制度上の不利益を被る可能性がある。当該規則の運用により日本企業への影響がないか、過度な負担が生じていないかなど、今後の運用を注視していく必要がある。